

日カ連 139 号
平成18年9月20日

各都道府県カヌー協会
会長 殿

(社) 日本カヌー連盟
専務理事 成田 昌憲

スラロームレーシング競技規則 「頭がポールに接触した場合」の判定について (通知)

国際カヌー連盟の主題競技規則見直しに伴い、国際カヌー連盟（ICF）とも協議を重ねてH18年4月1日付けで当連盟（JCF）の競技規則の見直しを行いました。その中で主題の「頭がポールに接触した場合の判定」について、その後の調査で、ICFとJCFの判定方法が異なることが判明し、競技シーズン途中ではありますが、下記判定方法を急ぎ兵庫国体以降適用したいと考えます。宜しくご理解を賜りますとともに貴協会会員各位への周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 経緯

ICFのルールの基本は「頭が完全にポール間を通過する事」であり、「頭がポールに接触した場合の判定」について、今回スラローム委員会で慎重な議論がなされ、より厳しい解釈として、頭がポールに当たった場合、頭がポール間を完全に通過していないとの判断にたつて「頭がポールに接触した場合50点のペナルティー」とし、JCFのスラロームルールの改正がなされた。この改正時、本件については図解をつけてICFに確認した結果であったが、その後再度ICFに面談し確認した結果、JCFの頭がゲートに接触した場合50点のペナルティーを与える解釈は厳しすぎ、国際大会では今年4月の改定前と基本的に同じ判定方法であることが判明した。ICFのルールブック記載内容の解釈の正当性については今後も議論を続けるが、早急にこの判定方法を今年4月の改正前に戻す事が必要と判断した。

2. 判定基準

頭にポールが当たった時の判定は今年4月以前の判定方法と同じで、再漕航出来るものとする。

3. 実施時期

第61回国民体育大会兵庫国体以降この判定基準を適用する。

以上